

答申第 262 号

平成 17 年 5 月 23 日

神奈川県知事 松沢 成文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 5 月 24 日付けで諮問された特定の保険医療機関に対する個別指導等に関する文書非公開（存否応答拒否）の件（諮問第 282 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定の保険医療機関に対する指導及び監査並びに行政処分等の実施の有無並びに実施に関する全文書を、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の保険医療機関（以下「本件病院」という。）に対する指導及び監査並びに行政処分等の実施の有無並びに実施に関する全文書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成16年4月30日付けで公開を拒んだ（存否応答拒否）処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

#### ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号及び第8条該当の点について

医療は人の生命等に重大な影響を及ぼすものであることから、病院への指導等の情報を含む病院に関する情報は、そもそも公開されるべきものであり、本件行政文書も条例第5条第2号ただし書に該当する情報であり、存否を含め公開すべきである。

病院に関する情報が、公開されるべきものでないとしても、本件病院は、既に提出した意見書や追加意見書にあるとおり、その医療行為等に問題がある病院であることから、なお一層同号ただし書に該当するものとする。

本件行政文書は、医療機関の利用者の選択に関する情報であることから、条例第5条第2号ただし書に該当し、公開されるべきものであり、また、追加意見書の添付資料に記載のとおり、本件病院自身、指導を受けること自体問題がない旨陳述していることから、仮に非公開事由に該当する情報があれば、部分公開すればよく、存否応答拒否する理由はない。

イ 条例第5条第1号及び第8条該当の点について

実施機関の非公開理由説明書にある存否応答拒否の理由の一つである個人情報に関しては、その記述のみでは詳細が分からないが、仮に個人情報があれば、当該個人情報を除いて公開すればよく、存否応答拒否する理由はない。

ウ 条例第5条第4号及び第8条該当の点について

事務事業に支障があると実施機関は説明しているが、本件病院への指導は既に終了しており、終了している指導に関する文書を公開することがどうして事務事業の支障になるのか理解できない。国との共同指導という事務の性格から、国が保険医療機関を特定した請求には応じないとして非公開としている文書を実施機関が公開すると今後の共同指導の実施を困難にすると実施機関は説明しているが、地方自治の本旨に基づいて、県民利益の観点から、実施機関が独自に判断して公開すればよく、存否応答拒否する理由はない。

エ その他

病院に関する情報は、公開されるべきものであるが、仮に公開されるべきものではないとしても、本件病院は、既に提出した意見書や追加意見書にあるとおり、その医療行為等に問題がある病院であることから、条例第7条の公益上の裁量的公開にも該当するものと考える。

3 実施機関（医療課〔旧介護国民健康保険課〕）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の公開を拒んだ理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

保険医療機関に対する実施機関の指導又は監査は、国民健康保険法や老人保険法に基づいて適正な保険診療の確保を目的として行われている。指導又は監査の事務は法定受託事務であり、都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき処理基準として、地方自治法第245条の9第1項の規定に基づき、指導大綱及び監査要綱が国により定められている。この指導大綱及び監査要綱に基づく指導等の事務に関する文書が、本件行政文書

である。

( 2 ) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

保険医療機関に対する実施機関の個別指導は年 10 件程度行われており、本件病院が国の社会保険事務局に設置された選定委員会により個別指導の対象とされたこと自体が、指導等の事務や指導内容を正確に知り得ない一般県民にとっては、本件病院の診療報酬請求には疑義があるとの憶測を呼び、本件病院の社会的信用が低下するおそれを否定できないことから、指導等の有無の情報は条例第 5 条第 2 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について

本件行政文書については、公開する利益が非公開とする利益を上回るものとは考えていないことから、同号ただし書に該当するとはいえない。

( 3 ) 条例第 5 条第 1 号該当性について

本件病院が情報提供者を探すなど、個人識別情報がなくとも個人の権利利益を害するおそれがあると考えていることから、指導等の有無の情報は条例第 5 条第 1 号本文に該当する。なお、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

( 4 ) 条例第 5 条第 4 号該当性について

国の社会保険事務局は、保険医療機関を特定して情報公開法に基づく開示請求があった場合、存否応答を拒否する方針であるが、この方針と異なる対応をした場合、国の社会保険事務局と実施機関との共同の個別指導事務について、当該個別指導事務の前提となる文書や資料が国の社会保険事務局から共同実施者である実施機関に提出されなくなるなど事務事業の支障となる懸念があることから、指導等の有無の情報は条例第 5 条第 4 号に該当する。

( 5 ) 条例第 8 条該当性について

本件公開請求のように、保険医療機関を特定して行政文書の公開請求が行われた場合については、当該文書の有無を前提にして、公開する又は公開を拒む(文書不存在を含む。)との諾否決定を行えば、本件病院に対する指導等の実施の有無が明らかになる。したがって、非公開とすべき法人等

情報を公開した場合と同様に、本件病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること及び今後の国との共同指導等の事務事業に支障を及ぼすおそれがあることから条例第 8 条に該当する。

#### 4 審査会の判断理由

##### ( 1 ) 審査会における審査方法について

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### ( 2 ) 条例第 8 条該当性について

ア 条例第 8 条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件公開請求に対して、本件行政文書の存否を答えるだけで非公開情報を明らかにすることになるのか否かについて、以下に検討する。

##### ( 3 ) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。そして、同号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

イ また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、

個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

(ア) 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

(イ) 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たって、特に必要と認める場合に限って、この点について触れることとする。

ウ 本件公開請求に係る行政文書公開請求書(以下「本件請求書」という。)に記載された「公開請求に係る行政文書の内容」は、本件病院に対する指導及び監査並びに行政処分等の実施の有無並びに実施に関する全文書であり、個人を特定した請求ではなく、また、前記イで述べた、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報とは認められないことから、本件行政文書の存否を答えるだけでは、非公開事由である個人情報明らかになるとは考えられない。したがって、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

#### (4) 条例第5条第2号本文該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしている。

イ 本件請求書に記載された「公開請求に係る行政文書の内容」から判断すると、その存否を答えるだけでは、指導等の実施の有無が明らかになったとしても、国民健康保険法等に照らして問題のある保険診療請求を行っているか否かまでは明らかにならず、本件病院の社会的信用が低下するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件行政文書の存否を答えても、本件病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは考えられないことから、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしている。

イ 本件病院に関する請求に対して、国の社会保険事務局と異なる対応をした場合、国の社会保険事務局と実施機関との共同の個別指導事務において、当該個別指導事務の前提となる文書や資料が国の社会保険事務局から共同実施者である実施機関に提出されなくなるなど、事務事業の支障となる懸念があることから、指導等の有無の情報は本号に該当すると実施機関は説明する。

ウ しかし、本件病院に対する指導又は監査は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり、同法第245条の9第1項の規定に基づく基準として平成12年5月31日付けで定められた指導大綱及び監査要綱において共同の事務と規定されていることから、実施機関が説明するような事務事業の支障となる懸念はそもそも考え難い。したがって、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

(6) 条例第7条該当性について

前記(3)から(5)までで述べたとおり、本件行政文書の存否を答えるだけでは、条例第5条第1号、第2号又は第4号に該当しないと判断するので、本件行政文書について、条例第7条該当性を判断する必要はない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別 紙

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 5 月 25 日	諮問書を受理
6 月 1 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 2 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 7 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
8 月 10 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
12 月 17 日 ( 第 37 回部会 )	審議
平成 17 年 1 月 17 日 ( 第 38 回部会 )	審議
2 月 10 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月 30 日 ( 第 40 回部会 )	審議
4 月 13 日 ( 第 41 回部会 )	審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成17年5月23日現在）（五十音順）